

ヘルパーステーションさくらんぼ料金表

令和6年6月1日

訪問介護料(1割負担の場合)

区分	内容	金額等
身体介護	20分未満	163円/回
	20分以上30分未満	244円/回
	30分以上1時間未満	387円/回
	1時間以上1時間30分未満 以降30分を増すごとに	567円/回 82円加算
生活援助	20分以上45分未満	179円/回
	45分以上	220円/回
通院等乗降介助	片道(別途交通費)	97円/回

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。

例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合等です。

※要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助等)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

加算	内容	金額
夜間又は早朝	夜間(午後6時から午後10時)又は早朝(午前6時から午前8時)、深夜(午後10時から午前6時)は所定単位数に各割合を乗じた数を加算	25%/回
深夜		50%/回
複数名訪問介護加算	利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合	200%/回
特定事業所加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	人材の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応等を行っている場合	Ⅰ 20.0%/月 Ⅱ 10.0%/月 Ⅲ 10.0%/月 Ⅳ 5.0%/月 Ⅴ 3.0%/月
同一建物減算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合Ⅰ、事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合Ⅱ、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合Ⅲ	Ⅰ -10%/月 Ⅱ -15%/月 Ⅲ -12%/月
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めるときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合	100円/回
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200円/月
生活機能向上連携 加算Ⅰ・Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がリハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、当事業所サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を理学療法士等と連携して作成し、それに基づく訪問介護を行った場合	100円/月 200円/月
認知症専門ケア加算 Ⅰ・Ⅱ	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合	3円/日 4円/日
処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、所定単位数に各割合を乗じた数を加算	Ⅰ 24.5%/月 Ⅱ 22.4%/月 Ⅲ 18.2%/月 Ⅳ 14.5%/月

※サービスご利用時は負担割合に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

その他の料金

- ・交通費については通常の事業の実施地域を越えた所から、片道1kmごとに50円いただきます。
- ・訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。